

平成27年第2回尾鷲市議会定例会会議録

平成27年6月10日（水曜日）

---

○議事日程（第5号）

平成27年6月10日（水）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（13名）

1 番 真 井 紀 夫 議 員	2 番 内 山 鉄 芳 議 員
3 番 中 平 隆 夫 議 員	4 番 田 中 勲 議 員
5 番 小 川 公 明 議 員	6 番 濱 中 佳 芳 子 議 員
7 番 三 鬼 和 昭 議 員	8 番 南 靖 久 議 員
9 番 榎 本 隆 吉 議 員	10 番 高 村 泰 徳 議 員
11 番 奥 田 尚 佳 議 員	12 番 三 鬼 孝 之 議 員
13 番 村 田 幸 隆 議 員	

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	岩 田 昭 人 君
副 市 長	林 幸 喜 君
会計管理者兼出納室長	川 口 清 君
市長公室長	北 村 琢 磨 君
総 務 課 長	下 村 新 吾 君
財 政 課 長	宇 利 崇 君
防 災 危 機 管 理 室 長	大 和 勝 浩 君
税 務 課 長	大 川 勝 之 君
市民サービス課長	濱 田 一 志 君
福 祉 保 健 課 長	三 鬼 望 君

環 境 課 長	仲 浩 紀 君
水産商工食のまち課長	野 地 敬 史 君
木のまち推進課長	内 山 真 杉 君
建設課長	更 谷 哲 也 君
水道部長	尾 上 廣 宣 君
尾鷲総合病院事務長	内 山 洋 輔 君
尾鷲総合病院総務課長兼医事課長	竹 平 專 作 君
教育委員長職務代理	千 種 良 子 君
教 育 長	二 村 直 司 君
教育委員会教育総務課長	佐 野 憲 司 君
教育委員会生涯学習課長	芝 山 有 朋 君
教育委員会学校教育担当調整監	山 本 樹 君
監 査 委 員	千 種 伯 行 君
監 査 委 員 事 務 局 長	深 瀬 由 佳 子 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	内 山 雅 善
事務局次長兼議事・調査係長	岩 本 功
議 事 ・ 調 査 係 書 記	大 山 す み 子

[開議 午前10時00分]

議長（村田幸隆議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において8番、南靖久議員、9番、榎本隆吉議員を指名いたします。

次に、日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

最初に、1番、真井紀夫議員。

[1番（真井紀夫議員）登壇]

1番（真井紀夫議員） おはようございます。

一般質問をさせていただきます。

再び岩田市長の虚言と公文書偽造、変造等の責任を問います。

一つ、欺瞞の市政に釘を打たずして尾鷲市のあすはあるか。

二つ、私に全責任にありと言いながら謝罪も処分もないのはなぜか。

三つ、尾鷲市民の困惑と不安を知れ。

以上が、今回の私の一般質問の趣旨であります。具体的には、昨年からけじめをつけないまま引きずっている問題等、岩田市長の政治姿勢と責任について、お尋ねをいたします。

私が、新田の下水管工事の処理がずさんで公文書偽造の疑いがあることを、3月議会で質問をいたしました。その議事録をもう一度精査して、改めて理解できない、放置できない問題があることを強く認識いたしました。それは、基本的には、岩田市長の体質、知性の問題になるのですが、市長本人が全て責任は私にあると言いながら、部下を処分して、自分には寛大であることを、私は理解も承知もできないのであります。岩田市長には、尾鷲市の代表としての恥じらいも、市民に対する謝罪の気持ちも見られません。

市長は、審査会でも私は処分の審査対象になったと言いました。そこで、審査

会の会長である山口副市長に岩田市長の責任問題を尋ねたら、研究はさせてもらったとか、職員の不祥事に対して、一々首長が責任をとることはどの自治体でもやっていないなどと、あやふやな答弁でありました。私は、うそと偽りの欺瞞の悪臭を強く感じてなりません。後日、審査会の議事録を情報公開の手続をして、総務課から取り寄せてみると、市長の処分に関する協議は一つも出ていません。そのほか、市長のことについては、全く審査も協議もしておりませんでした。関係職員の3名の処分を決めただけで終わっています。議会、議員の一般質問に対して、岩田市長の虚言でありました。

審査会では、市長の責任問題を不問にしており、全く協議していないのに、なぜか、審査会に委ねたかのように、市長はこの本会議の場でうその答弁をしています。ここにも、うそと偽りの欺瞞の実態があります。市長が議会と市民に対してうそをついたことに、私はあきれています。

過去にも、職員の不祥事がありました。そのときの市長はどうしたか。誰とは言いませんが、その都度、最高責任者として、議会の場で謝罪し、みずからの減給などの処分を断行しました。数カ月のうちに、2度も重なったこともあります。

一々首長が責任をとることはできないなんて逃げ口上です。全て私の責任と自覚しているのなら、自然に、済みませんでしたと謝罪の言葉の一つや二つ出てくるのではないのでしょうか。市長答弁の内容は、問題の発端は部下の職員だから、責任は部下にあると言わんばかりです。偽装した書類をつくり、市長と市職員、みんなでやったと言いながら、決して組織ぐるみで隠蔽しようとしたのではないと弁明しています。みんなで偽装書類をつくったが、市長は特別職だから、罪に当たらず、処分もない、責任もとらなくてもよいのだと言わんばかりのようで、私は、どうしても理解も納得もできません。

メンツにとらわれているのかどうかわかりませんが、あなたは、部下たちにさまざまな偽装公文書をつくらせた市長責任がわかっていないようであります。市民を代表する市長としての真摯な、謙虚な態度が見られません。市民に、本心から済みませんと言えない、言わないのはなぜなのか。市長は、頑固が売り物のようですが、問題にふたをするつもりなのでありましようか。少なくとも、一国一城のあるじ、市長としての柔軟な考え方と対応がなければ、尾鷲市政をうまく運用、運営もできません。尾鷲総合病院の事務長問題を初め、市長は、最初に思いついたら、それを曲げない、引くことはできない偏屈な性格が見えます。

岩田市政は2期目の半分を経過しましたが、その頑固さは一層強くなったよう

です。任期終了までまだ2年残して、不安でなりません。市民は困惑しています。何とかならないものでしょうか。あと2年と言われても、尾鷲市政の信頼度と評価は下がるばかりであります。とても我慢できません。改めて、市長の反省と謝罪の気持ちをしっかりと聞かせてもらいたいものです。

また、議会と市民に対して報告も説明もしないまま、各種の書類一式を偽装し、隠蔽処理をしていた下水管工事に対する謝罪と反省と責任問題について、そして、監査委員や副市長が会長をしている審査会にどうしようかなどと助けを求めるのではなく、自分のことは自分でしっかりとけじめをつけるべきだと思います。

真井は、しつこく、また市長を揺さぶるのかなんて言う人もいるようですが、私はまあまあで済ませる気はありません。市民にかわって納得するまで追求するのが私の務めであり、私の持ち味だと思っております。私は、2年前の市議会議員選挙立候補のとき、情熱と信念で、筋の通る尾鷲市政を取り戻すことを市民に誓いました。市民の目線で理解できる尾鷲市政を目指しているのです。尾鷲市のトップとして、市民の代表として、岩田市長はふさわしい人かと問う声が、市民の中に大きく膨らんできています。私は、岩田市長の政治責任について、質問をしているのであります。うそのない真摯な御答弁をお願いいたします。

議長（村田幸隆議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 初めに、新田町地内排水管工事移設修繕に係る不適切な事務の執行、議会への報告がおくれたことにつきましては、昨年第4回定例会におきましても、おわびと説明をさせていただきましたが、改めて、市民の皆様にも、御迷惑をおかけしたことについて、謝罪させていただきます。申しわけありませんでした。

次に、3月定例会の答弁の中で、審査会の審査対象になっているとお答えしましたが、これは、尾鷲市職員の給与及び服務等審査委員会の委員である副市長と総務課長に、私のとるべき責任について調査するよう依頼したものであります。また、私自身の処分として、給料等の減額についても検討するよう指示しましたが、類似事例による処分が見当たらないということでありましたので、改めて、私どもの報酬が本市の現在の状況で適正なのかを特別職報酬等審議会に御審議いただくよう、総務課に指示しております。

なお、市長としてのあり方に対する御助言に対しては、心して、今後とも取り組ませていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 総務課長。

総務課長（下村新吾君） 服務等審査委員会は、地方公務員法に規定する職員の服務規律違反等について審査するものであり、市長を初め特別職の懲戒制度については地方公務員法が適用されないため、一般職員と同様の懲戒処分の規定は適用できないこととなっております。

議長（村田幸隆議員） それは、総務課長、真井議員が市長に対してお尋ねしておるので、あなたは補足的に説明したのかもしれないけれども、これはあえて必要ないんじゃないでしょうかね。その辺のところは、やっぱり執行部できちっと整理をしていただいとおかないとだめだと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

1 番、真井議員。

1 番（真井紀夫議員） また、今、総務課長が言われたこと、また後ほどお尋ねをいたしたいと思います。

市長は、今、市長としての心構えをこれからしっかりと持っていくというようなことを言われましたけれども、市役所は、公明正大、公正でなければなりません。これは言うまでもないと思うんですが。

今回の水道部の下水管問題は、3年前の工事の判断ミスから始まっていますが、人間のすることには時々ミスもあります。そのミスが昨年春に判明したが、正直に報告すればよいのに、隠蔽行為の間違った方向に判断をして、昨年5月に、勝手な、不法な下水管工事をまたしてしまいました。昨年6月、7月、この時点で、市長にどうするか相談があったはずですが、どうしたことか、不法な下水管工事に続いて偽装公文書を作成させて、またもや隠蔽するための処理を市長が指示したのか、市長決裁の印鑑が稟議書に押されています。これらのことが、これらの書類や議事録とともに、昨年9月から徐々に露見してきたものであります。

市役所として、行政として、してはいけない書類の偽装、議会へのうそと偽りの虚言。市長の責任は重大だと思います。市長は、責任の重大さがわからないのでありましょか。もう一度お尋ねをいたします。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 事務処理の不適切さとか、あるいは連絡とか、そういったもので相談とか、そういったものの取り組みに関しては、本当に猛省すべきというふうに思っておるところであります。ただ、偽装とか、そういったことではなく、工事に関してやらなければならないということをやったんですが、その取り組

む事務処理、あるいはその取り組みについて、不適切なことがたくさんあったということについては猛省して、これを反省材料として、今後の対応に生かしていきたいというふうに思っております。事務処理のまずさに関しては、本当に、皆さんに謝りたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） 簡単に事務処理と市長は言うていますが、隠蔽をするがための事務処理だから、私は悪質やと思ってるんです。その当時の濱田水道部長も、この下水管工事については全く知らなかったと。新田地内の下水管工事はそして昨年の6月3日に完了したが、工事費については、30万円程度と聞いていたのが、約3倍の87万円と知って水道部職員は困ってしまったことを、服務審査の議事録で私は知りました。この工事費を3分割すると30万円以下になり、3回払いのほう書類的にも、会計上も隠蔽するには処理しやすいと誰かが考えたようですが、市長と水道部長は承知をしていたんですか。

念のために、このことについてもお尋ねしておきます。

この87万円の工事は、1カ月後の7月初旬に、岩田市長と濱田水道部長が善後策を検討されたようですが、議会と市民には知られないよう、偽装書類と公金流用で処理したことは前代未聞であります。そのときの市長と水道部長はどのような相談をされていたのか、詳細に、具体的に説明してください。議会には、何の報告も相談もなく、隠蔽するがための書類づくりが7月中旬ころから始まり、8月8日に、公金を流用して、業者に支払っています。私は、この一連の行為が重大な問題だと申し上げておるんです。お答えください。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 工事を隠蔽しようとか、そういったことではなしに、前の工事の下水管を横断してしまったということに関して、その発見によって、今後の道路管理に支障が出るであろうということの中でいろいろと対策を練りまして、それで、発注して工事をやったわけですが、その間の事務処理につきましては、おっしゃられるように、契約書もつくって、後からになったとか、見積書も後からになったとか、さまざまな随契でやったとか、それにつきましては、監査のほうからも厳しく指摘されているところではありますが、しかし、隠蔽とかそういった話ではなしに、もとになる、工事の原因によって起こってくることを、どう対処したらいいのかということを考えての処理であります。そういったことを水道部長とも話し合いました。

議長（村田幸隆議員） 1 番、真井議員。

1 番（真井紀夫議員） 水道部長、今、市民課長をされていますね。この際、お聞きをしたいと思うんですが、あなたはそのときに市長と相談をされたということ、今、市長が認めておられましたけれども、あなたはあなたで何か考え方を述べたというふうに、議事録に載っていつてるんです、サービス審査のときの。水道部長も、こういう書類をつくって、初めから契約もしていない、設計書もつくっていない、見積書もとっていない、そして、あげくの果ては稟議書、伺書、これも各課に回さんならん書類ですけども、これもやっていない。それを、そういうことを予定していたがごとく装って、7月の下旬に、そういうものをつくっています、中旬から下旬にかけて。それで、それを5月22日につくったことにしておりますね。こんな偽装、私は偽造やと思っておるんですけども、しかし、偽造はしていないと言うのならば、偽装したのかなと、装ったのかなと思うんですけども、こういうことを進言したんですか、市長に。水道部長の見解もひとつ聞かせてください、元水道部長のね。

議長（村田幸隆議員） この議会は、市民サービス課長として出席をしておりますので、この類いの質問の答弁につきましては、暫時休憩をいたしまして、議会運営委員会に諮って回答したいと思いますので、暫時休憩をいたします。

〔休憩 午前10時21分〕

〔再開 午前10時29分〕

議長（村田幸隆議員） 再開をいたします。

ただいま暫時休憩をいたしまして、議会運営委員会で、現在の市民サービス課長、元水道部長でありますけれども、答弁をさせるということについて協議をしていただきました。その結果、議長権限において、真井議員の一般質問の内容をさらに明確にするために、あえて、特別に元水道部長に答弁をさせたいと思いますが、議員の皆さんにお諮りいたしたいと思います、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 異議なしということですので、特別に発言を許可いたします。元水道部長、市民サービス課長。

市民サービス課長（濱田一志君） 一連の事務処理につきましては、市長に御相談をさせていただいたところでございますが、この内容につきましては、私本人、誤った判断をしてしまったというふうに猛省しているところでございます。そして、決して隠蔽とか、そういったことは考えたこともございませんし、そういったこ

とはしておりません。

以上でございます。

議長（村田幸隆議員） 1 番、真井議員。

1 番（真井紀夫議員） 私がいろいろ調べたこととちょっと違うように思うんですけども、御本人がそうおっしゃるんなら、それなら、服務審査会は、どんな審査をしたんでしょうね。元水道部長に対しては注意だけです。嚴重注意だけでいいだろうと、というようなことが議事録に載っております。この人は一番、しかし、そういう公文書偽造と言われるようなものをつくったことを指示したということ、市長ではなしに、元水道部長がしたんやったら、この服務審査の審査のあり方も問題だと私は思います。一番、私は部下に、つらいこと、悪いことをやらせてしまったということになると思うんですけども。

その辺のところ、市長、あなたはそういうことで、私は何も、そんなことに対しては、指導も指示もしていないとおっしゃるんですか。もう一度、お答えください。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 何遍も言わせていただきますけれども、要するに、事後処理として日付をさかのぼったとか、そういったことはあります。それにつきましては、事後に当時の内容を当時の日付で記載した契約書を作成したことは、地方自治法第 2 3 4 条第 5 項の規定の趣旨に反する甚だ不適切かつ不当な事務処理だったと言わざるを得ないが、当時の日付を記載することのみをもって、公文書の偽造もしくは内容虚偽の公文書を作成したとまでは言うことができないという、監査委員さんからの御判断をいただいておりますが、その一方で、地方自治法、地方公営企業法等、関係法令及び尾鷲市会計規則の規定の趣旨に反する契約書作成の事務処理を初め、競争入札でなく随意契約を行ったこと、上司への報告とか、関係部局への協議を怠ったこと、経過を明らかにする記録がとられていないことなど、極めてずさんな事務処理がなされた実態が明らかになり、ひいては、市民の市政に対する信頼を著しく損ねるということになり、そのことを憂慮する。このことは、法令を遵守するという公務員としての基本姿勢や、組織の一員としての自覚が欠如していたことが原因とあると考えられているというふうな、監査委員さんの監査結果を重く受けとめております。決して、隠蔽とか、そういう話じゃなしに、事務処理については確かに大変まづい面がありましたけれども、工事を何とか早くしたいという、その一念で、こういうことになったということをおわび申

上げます。

議長（村田幸隆議員） 1 番、真井議員。

1 番（真井紀夫議員） 市長、あなたは、この事務処理の一番の最終に、これを決裁しておるんですね。あなたの判こがひっくり返って押してありましたけれども、決裁をしたと。この事務処理を、そうしたら、部下が勝手にやったというんですか。あなたの指示、許可がない限り、ああいうものはつくれないと思うんですね。契約も、設計書も、それから稟議書も、もろもろの書類、もともとは何にも考えてなかったものですね。なしから 30 万円ぐらいまででできるという判断のもとに、あの工事があったんですね。

私は、それはそれで、やった職員たちが本当にばかなことをしてと思いますけれども。それはそれで、3 年前の失敗、それから 3 年後のこの失敗、2 度も繰り返すのかなということ。それはそれで、処分を受けた。

しかし、3 回目、今度は、それを処理するために、わざわざ偽装、偽造した公文書、書類をつくって、それで公金を流用しておるんです。そのところの決裁は、あなたがしておるんです、間違いなく。市長は、全責任は自分だと言いながら、部下だけ処分して、なぜ市長が無罪で、なぜ水道部長が嚴重注意だけなのか、よくわかりません。お二人は相談されたのだろうが、隠蔽することで意見が一致して、偽装公文書と公金流用を実行したことが結果としてばれてしまったと。そうでしょう。私ら、何にも知らなんだんですから。そして、部下だけが処分されたのです。

そして、市長は、自分の処分については、報酬審議会にかけると。何を血迷ったことを言っているんですか。私はそう思いますよ。報酬審議会は、これは一定の年度がたったら、時代背景に報酬が妥当かどうか、それを審議してもらいましょう。こんな処分をするための報酬審議会やないでしょう。それとも、三役を処分するのに報酬審議会でもやってもらって、市会議員の報酬も対象になると思うんですけれども、ついでに市会議員のもやって、そして、自分の罪の分はカムフラージュすると、そういう考え方ですか。僕はようわからんのです。報酬審議会に審査してもらいんやとか、審議してもらいんだと。これは、市長みずからが決めることでしょう。市長がどのように反省をしておるのか、責任を感じておるのか、それは、市長が示す問題でしょう。その辺、もう一度聞きます。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） それだからこそ、私は、責任を感じているからこそ、副市長と

総務課長に指示をしまして、私の責任を調査してくれということを行いました。そして、減給も辞さないの、そういったことについても調べてくれという話の中で、類似事例に処分が見当たらないですよという話の中で、減給はしませんでした。だから、もう一つの手段として、私の報酬が適正なのかどうかを特別職の報酬等審議会にさせていただくということでもあります。

議長（村田幸隆議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） 何遍言うてもわかろうとせんですね。類似といいますけど、尾鷲市で、あなたの先輩の市長さんたちが、そういうことでみずから自分を処分してきたという例は、幾つもありますよ。調べたらすぐわかることです。その市長さんの名前までいうと、私は言い過ぎかと思うので言わないけれども、あなたのよく知っている市長さんですよ。おかしいですよ。自分の責任をそんなに重大に感じておるのなら、市民の前に謝罪をして、自分の身を、襟を正したらどうですか。

その辺のところをもう一度市長に申し上げますけれども、あなたが最終的に決裁をしたということは、一連の偽装文書を作成し、公金流用で処理できると部下に指示をしたからと違いますか。もう一度、市民によくわかるように説明してください。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 私が最終的に決裁をしていますので、そのことに関して、私は関係ないとか、そういうことは言うつもりもありませんが、しかし、監査委員からの指摘もございませぬけれども、今回のケースであれば、事後ではありますけれども、修繕完了後に見積書が提出され、設計内容と精査、確認した後の日付で契約締結すべきでありましたが、しかし、支出負担行為などの契約関係書類の日付に関しては、実際の修繕着工日以前の日付であるべきという一般的な事務処理の概念により、着工日にさかのぼった形で事務処理をしています。地方自治法の解釈では、実際に契約書を作成することにより、当該契約が確定することとされているため、今回のケースであれば、実際に、7月に記名押印した契約書中の日付で、5月に遡及して記載するという取り扱いは不適切でありました。

今回のように、契約関係手続のおくれがあった場合で、支払い義務があるケースについては、事務処理方法として、契約書の中で、修繕着工日から7月の契約書作成日までに行われた行為を追認する旨の条項を設ける方法が適切だと思われませぬけれども、そのような事務処理を経験した職員がいなかったことから、通常

の支出事務のルールの中で処理をしてしまったということでありませう。事務処理のまずさについては、何遍も言いますけれども、猛省をしているところでありませう。

議長（村田幸隆議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） 市長、あなたの言うておることは、みんなうそに聞こえます。ということは、この問題が露見をしたのは、8月の末、議会のほうに投書がありまして、こういう工事があったんだろうかと。誰も知りませんでした、議会は。8月の末ですよ。それで、9月議会で、私は一般質問をしたということなんですけど、そのときに言うたのは、3年前に、判断ミスで下水管を壊してしもうておったと、そのことについてはおわびをいたしますと、しかし、それは随契で直しましたと、というような説明やったんですね。ところが、随契で直したということも私らは全く知らなかった。3年前のミスについては、3年間、担当者らもわからなんだから仕方がないでしょう、私らも知らないでもね。

ところが、その後、随契で直しましたというのは、これも全くのうそやったと。そういうことでしょう。随契もしていなかったんですから。契約もしていなかったんですから。担当者は、それを隠したいがために、慌ててそれを修繕したということでしょう。監査報告に書かれておりますよ、そのことは。隠蔽と言われても仕方がないと、監査報告に載っていますよ。そして、そのことを、今度はお金を支払わんならんと。私らも87万という数字を聞いてびっくりしたんですけれども、現場を見て、これだけのことで87万もかかるんかと。そうしたら、見積もりをとりましたら、二十数万という見積もりが3通とれました。ですから、服務審査の議事録に出ておりますけど、担当者らはここへ正直に言うたんでしょう。30万までと思うておったと。ところが、87万も来て、これを3分割したら、1回につき30万以下になりますから、何とかうまいこと処理できるんやないかと、そんなような話があったと。これは3分割で払ったんですか、それとも。ということは、それやったら随契も必要ないんです、あれね。随契というのか、会計上、一番簡単なやり方でできるんですかね。

いずれにしても、そういう契約もなかった、設計書もなかった、稟議書、伺書もなかった、何もなかったものをあつたがごとく装って、5月22日付で7月の下旬につくったんでしょう。その行為を私は問うておるんです。それは市長の知るところであったはずですから、そんな指示、指導を市長、水道部長がしたんですか。それをただ単なる事務上のミスかなんかのよう言うて、故意にやったわ

けではないと、仕方がなかったんやと、忘れておったものというような物の言い方はありますか。隠さんがためにやったんでしょう。じゃなかったら、議会は、当然、7月、8月のことですから、9月に議会があるんですから、事前に知っておらないかということだと思えますよ。それが突然露見したんです。執行部から報告があつて、露見したんじゃないですよ。もう一度、市長、しっかりした答弁をしてください。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 冒頭にも謝らせていただきましたけれども、市議会、市民の皆さんにその報告がおくれたことについては、本当に反省をしているところであります。

議長（村田幸隆議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） 確かに、3年前に判断ミスでこんな工事をしてしまったと、そこまでは報告をもらいました。そして、急いで随契で直しましたと、それも後で聞きました。私は、その次の問題を言うておるんです。なぜ、隠蔽して、こんな形で事務処理をしておったのかと。罪人をつくるようなものやないですか。156条、158条に書かれていますけど、その前に155条にちゃんと書いてあるんです、公文書偽造、変造等に関しては。1年から10年の懲役、もしくは3年以下の懲役とか、いろいろ事細かに書いてあるんです。その辺をわかっていないように思えますよね、市長、あなたが。部下に対して、罪を犯すようなことをあなたは指示した、させたと、私は言うておるんです。そんなことは一切していませんか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 何遍も言わせていただきますけど、公文書偽造とか、そういった話ではないということを御理解願いたいと思います。それは、これも何遍も言いますけれども、大変、事務処理については、本当に猛省すべき点が多々あります。しかし、それは、公文書偽造とか、そういった変造とか、そういった話ではないということを御理解願いたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） だったら、正常な書類やったんですか。監査はそんなふうには言っていないですけども。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 事務処理のまずさがあったけど、公文書偽造までとは言えない

という監査の報告であります。しかし、一方で、厳しく事務処理のまずさを指摘されておりますし、職員のあり方としても指摘されております。そういったことは、大変皆さんにおわびをしなければならないところだと思っております。

議長（村田幸隆議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） もう少し具体的に聞かせてもらいます。それで、これは、87万の費用を3分割にして支払ったらというような考え方があったようですけれども、これはいかがですか。どうなったんですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） それに関しては、私はちょっと聞いておりません。

議長（村田幸隆議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） いつまでも同じことを言うておってもしょうがないと思うんですけども、このサービス審査議事録を請求したときに、総務課から出てきたのは、真っ黒の議事録でした。これは、総務課長と数回やりとりしましたから、こういうものですね、全くの真っ黒。そういう形で、こんなもので、議事録にならんやないかと。こんなして真っ黒けなんです。それでそれは個人情報というのですか、個人の名誉のために書けないんだと、こういうことやったんですね。発言まで一切真っ黒やった。

そして、情報公開条例のくだりを総務課長に話したんですね。公務員は、公務にかかわってのことについては、公開しなくてもよいということはないと、公開してもよいというふうに書かれておるんですね。公開すべきということになるかと思えます。ちょっと資料はあれですけども。それで、やっと出てきたのがここなんです。この真っ黒がこうやってなったんです。それで、内容が出たんです。一向に公務員の名前も、何も出てこんのですね。ところが、公務員の氏名も公開してよしとなっておるんです、公務にかかわってはね。民間の名前は隠してもよいと、こうなっておるんですけど。どうも岩田市政、秘密主義かどうか知らんけれども、ちょっとおかしいんじゃないですか。

それから、もう一つ言いたいことは、公務員だから名前も書かれても仕方ない、職務も書かれても仕方ないと条例では書かれておるということは、それだけ公務員は厳しくやっぱり問われるというんですか、職務についてはね。そういうことになっておると思います。その公務員に対して、今の市長は、なあなあでええと言わんばかりの指導なんですか。決裁しておるんですよ、だめな書類に、あなたは。そこの辺のところ、もう一遍お尋ねします。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） ふだんの仕事をなあなあでええとか、そんなことは一切思っておりません。しかし、結果的にこのような形になったということは、猛省して、これを今後の市政に生かしていかなければならないということの中で、私は、課長会議でも、何遍も綱紀粛正あるいはその事務処理の適正化を言っておりますし、職員に対して通達も出しておりますし、水道部に行って、今後きちんと事務処理をするようにも直接言っておりますし、そういったことで、きちんと市民の皆さんにおわびして、今後の市政に生かしていきたいということでもあります。ふだんからなあなあで、そんな仕事をしていいとか、そういうことは一切思っておりませんので、その点は御理解を願いたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） 御理解というより、当たり前でしょうね。公明正大、そういうことで業者にあらないかと、こう思うんですけれども。

しかし、今回の水道問題、下水管問題については、上司のところで相談をされたということははっきりしておるんですね。そして、このことについて、隠蔽をしていないというけど、隠蔽をしておったんですね。だから、議会は知らなんだし、市民も知らなんだんでしょう。本来なら、その報告があつて、それはそれで、きちっと予算づけを始末せないかんとということになると思うんですけれども、公金流用で処理されておるんですよ。その辺のところは、市長、あなた、認識が違ふんじゃないですか。

それから、そういうことを正規にするように指導するのが市長の役割でしょう。市役所の職員は、市民にとっては大切な人材です。その人材がもう心を煩わすというのか、そんなことになりはしませんか。精神的に潰してしまうようなことになりませんか。そんなことでは、私は、市長として困ると思うんですよ。尾鷲の市長は、やっぱりまず市の職員、尾鷲の市民、この人たちをいかに育てるか、守っていくか、これが第一の仕事だろうと思うんですけれども、どうもあなたは、口先ではおわびするとか、それから、指導して、こういうことを言っておるんだとかといいますけれども、現実には、違うことがいっぱい出てくるじゃないですか。その辺のところをよくよく考えてもらいたい。

私は、市民の中に、そういうことを問う声が膨らんできておると言いましたけれども、私は、市長はこれ際もう引いてもらうのが一番よいのではないかと、尾鷲のためにと市民のためにと、それと市の職員のためにと、そんな思いが強くて

おります。市長、いかがですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 身を引くようにという御助言ですけれども、それは、真摯に受けとめなければならないと思っておりますけど、しかし、私は、公明正大に努めていますし、市職員あるいは市民の皆さんに何とかわかっていただくように、あるいは、市民の皆さんと一緒にやっていけるようなことを真摯に考えてやっていただいております。私にも支持者がございますので、そういった皆さんには、このことは、真井議員から指示を受けたよという話はさせていただきますけれども、今後の市政に真井議員の御助言を生かして、今後、このようなことを言われないうように頑張っていきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） 本当に言いたくないです。言いたくないけれども、言わなければならんようなことが余りにも多過ぎると、私は思っております。そういうことで、岩田市長、市民の利益、尾鷲市の利益、そんなものを無視して、あなたは自分の我だけでやっておるんじゃないかと、私は思っております。だったら、市長としては、私は失格だと思いますよ。私は、人間まで言いませんけれども……。

（「人間、何でそんなこと言えるの。人間のことまで」と呼ぶ者あり）

1番（真井紀夫議員） 人間性まで言いませんけどということなんですけどね。

しかし、市長ならいろんな方と、私は、交わってもらわないかんと思うけれども、国体のカヌー事件にしても、本当になぜその辺のところを最後までやらえなかったのかと、努力してもらえなかったのかと、そんな思いが強くなるだけに、市長、あなたの体質やと思うんですよ。幾ら嫌い、好きがあっても、やっぱり同じ尾鷲市民です。そんな中で、話し合いをする努力をやらないかんのに、挨拶すらどうなのかなと、そんな思いが強くております。市長、一度その辺のところを、あなたは市長として本当にやっておるかどうか、一遍自己反省してもらいたいと、このように思います。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 6年前に、私も県を早期退職しまして、二度と背広は着ないということで百姓をやっていたわけですけれども、しかし、6年前に、ある思いの中で、尾鷲を何とか頑張って元気になりたいという思いで、市長に立候補して、当選させていただきました。この6年間、私も、真井議員は失格やと言われますけれども、私なりに一生懸命やって、一定の効果も出しているというふうに自負し

ているところもあります。失格だと言われないように、これからもやっていきたいなというふうに思っております。

議長（村田幸隆議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） あなたには法的にその権限がついているから、それはそれで、あなたの思うようにやれるんでしょうけれども、もう市民としてはたまりませんね。私は、そのことだけ申し上げて、もう我慢できない現状まで来ておるということだけ申し上げて、質問を終わります。

以上です。

議長（村田幸隆議員） ここで、10分間休憩をいたします。

〔休憩 午前10時59分〕

〔再開 午前11時10分〕

議長（村田幸隆議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、11番、奥田尚佳議員。

〔11番（奥田尚佳議員）登壇〕

11番（奥田尚佳議員） 皆さん、おはようございます。

きのう付の地元紙にも載っていたんですけども、タイサンボクという木の花、御存じでしょうか。私も日曜日の日にたまたま天満荘のほうへ行きましたら、20センチぐらいのおわんのような大きな花なんですけれども、咲いておりまして、非常にいい香りがするんですね。何となくいろんな人に話を聞いたら、何となく梅雨空に似合う花なんだということで、6月から7月の初めぐらいにかけて咲く花らしくて、しとしとと雨が降っていました中に、それを見ていて、私は、妙に存在感のあるというか、妙に生命力がある花だなと思ったんですね。それで、帰ってからいろいろ調べてみたら、花言葉が前途洋々ということらしいんですね。ですので、私、ふと思ったんですけども、尾鷲市民の方々も楽しいことあれば、つらいこと、悲しいことは多いと思うんですけども、少しでも前途洋々であればなとちょっと生意気ながら、思った次第なんです。それと、尾鷲市も少しでも明るい話題がどんどんあって、今、本当に梅雨空のようなじめっとした、きょうは晴れていますけれども、霧囲気が漂っていますので、少しでも前途洋々であればなというふうに思った次第でございます。

それでは、通告に従いまして一般質問させていただきますが、前回同様、今回もたくさんの方々、傍聴に来ていただきまして、本当にありがとうございます。皆さんの御期待に少しでも沿えるような一般質問を行いたいと思いますので、ど

うかよろしくお願ひ申し上げます。

今回は、問題山積の市政運営における市長の考え方についてということで、2点ほどお伺ひしたいと思ひます。一つは、財政問題と市長の退職金について。もう一つは、市がいきなり浄化槽設置業者を刑事告訴したが、当然のことながら不起訴になった件について。この2点であります。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

この3月末、すなわち平成26年度末の一般会計の借金は約109億9,000万円となり、過去最高の借金残高となりました。一方、この6月議会の補正予算編成後の財政調整基金、いわゆる純粋な預貯金は6億8,000万円しかありません。これまでも、何度となく一般質問で財政問題について申し上げてきましたが、言うまでもなく、尾鷲市の財政は大変逼迫しております。

そこで、市長にお尋ねいたします。

現状の尾鷲市の財政状況をどのように捉えているのか、市長自身の率直な思ひをまず聞かせてください。

そして、このような財政状況の中で、市長の退職金についてお尋ねいたします。

2年前の7月に、市長は1期目の任期を終え、翌月の8月に、市長の1期4年の退職金1,620万円が市長に支給されております。しかし、私自身不思議なのは、前の市長が、もらえるはずの退職金1,620万円の4分の1、405万円について、条例をわざわざ変更して受け取りませんでした。それなのに、それからの4年間、何の議論もなく、条例があるからもらうのは当然だと言わんばかりか、当然のように、何の違和感もなく、この財政が厳しい中、2年前に1期4年の退職金1,620万円を市長は受け取っております。人口1万9,000人の小さな町で、たった4年務めただけで、1,620万円もの退職金が出るとは。そして、それを受け取るとは。それも、前の市長が、一度は議会で条例変更を否決されたにもかかわらず、粘りに粘って議会の同意を求め、やっとのことで条例の変更をわざわざして退職金をもらわなかったという事例があるにもかかわらず、どのような考えで市として支給し、また、市長自身、どのような思ひで、1期4年の退職金1,620万円を受け取ったのか、教えてください。

また、今任期はまだ2年が残っておりますが、議会としては、3月議会で問責決議というカードを1枚切っております。よって、今任期があと2年だとは限りません。不信任案が出る可能性だってないとは言えません。いずれにしろ、今任期中における退職金支給について、私としては大変気になるところであります。

そこで、市長にお尋ねいたします。

今任期終了後、また1期4年の退職金1,620万円を受け取るつもりなのか、市長の率直な考えを聞かせてください。

次に、市がいきなり浄化槽設置業者を刑事告訴したが、当然のことながら不起訴処分になった件についてお尋ねいたします。

昨年11月10日に、尾鷲市が刑事告訴し、1週間後の17日に、浄化槽設置業者が逮捕された件です。さすがに尾鷲警察のこのスピードの速さにはびっくりしておりますが、それはさておき、4月30日付で、津地方検察庁熊野支部から不起訴処分告知書が発行され、有印私文書偽造、同行使被疑事件については、平成27年4月30日、公訴を提起しない処分をしましたとの通知があったとのことです。この公訴というのは、公に訴えるという意味で、裁判の意味だと思っておりますが、公訴を提起しないということは、いわゆる、一般に言われている不起訴ということでございます。そして、先週の6月5日に、浄化槽設置業者は、津地方検察庁熊野支部に国家賠償法に基づく損害賠償、つまり罪もないのに逮捕され、実名報道され、その結果被った経済的損失及び精神的苦痛の賠償を求め、尾鷲市に対し訴訟を起こしました。

再三にわたって申し上げてきましたが、初めからこの刑事告訴は無謀であり、権力の横暴であるという意見もあります。刑事告訴された浄化槽設置業者は、浄化槽設置の際の補助金をだまし取ったわけでは決してありません。施主及び浄化槽設置後の浄化槽維持管理業者、それぞれから、民法第656条準委任契約に基づき、設置後の施主と浄化槽維持管理業者との間の契約書の写しをこれまでの慣例に基づき、慣例に基づき、市役所に提出しただけであります。その契約書は偽造でも何でもなく、準委任契約に基づき、いわゆる代書をしただけの話であり、もし不備があるなら、注意や行政指導をして訂正させればいいだけであります。代書というのは、かわりに書くということですね、念のため申し上げます。準委任契約というのは、簡単に申し上げると、これ、やっておいてよと言われて、わかりましたという契約です。常々こういう契約は多いと思いますけれども、これは口頭でも成り立つ契約でございます。それを浄化槽設置業者に何ら確認もせず、いきなり刑事告訴とは、尾鷲市のトップとしての岩田市長の判断は、まさに異常であり、全く理解に苦しみます。

市民の間から、行政として何ら被害もないのに、よく刑事告訴らしたもんやなとか、尾鷲はいつから、どこかの国のような独裁国家になったんじゃという人も

いれば、尾鷲市に書類出すのは怖いで、ちょっと間違ったりしたら、告訴されるでなど、本気でおびえている人も実際います。また、尾鷲市が被害もないのに行った刑事告訴は、刑法第172条の虚偽告訴に当たるんじゃないかとの声もあるくらいであります。

今回の件で、尾鷲市は補助金をだまし取られたわけでもなく、全く尾鷲市には実被害はありません。ですので、尾鷲市は被害者ではありません。あえて誰かが被害を受けたというのであれば、それは、尾鷲市から刑事告訴された浄化槽設置業者であります。何の罪もないのに逮捕され、実名報道され、信用失墜及び精神的ダメージを受けた浄化槽設置業者とその家族であります。

そこで、市長にお尋ねいたします。

そもそも、なぜ無謀とも言える刑事告訴をいきなり行ったのか。その理由とそれに至る経緯、そして、結果的に不起訴処分となり、逆に、国家賠償法に基づく損害賠償を求められたことについて、尾鷲市の最高責任者として、どのように考えておられるのか、お聞かせください。

議長（村田幸隆議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 現在、本市を取り巻く環境は、大変厳しい状況にあることは私も十分承知しております。財政問題につきましては、小中学校の耐震整備とか、保育園の整備とか、そういった形でたくさんのお出費が必要であったということで、109億の借金もふえておりますけれども、しかし、それは、まず優先すべき問題であるというふうに思っておるところであります。

私は、そのことも含めて、6年前に市長に当選したときに、市長報酬については2割カット、それから期末手当等については10%のカットをしております。その額は、1年間に約258万ぐらいになります。それを6年通算しますと、1,500万ぐらいのカットになるわけですがけれども、しかし、それはさておいて、今後、退職金に関しましては、今後、いろいろと若い方も市長選に出られるでしょうし、いろんな考えの方が出られる中で、私が先例としてやめるということではなしに、先ほども真井議員にお伺いしましたように、私どもの報酬が適正なのか、特別報酬等審議会で御審議いただくこととしておりますけれども、この審議会で、給料月額はもとより期末手当、それから退職手当、その支給率についても御審議をいただきたいというふうに思っておるところでありますので、御理解を願いたいと思います。

それから、本市の告訴が不起訴処分になったということでもありますけれども、この理由につきましては、津地方検察庁熊野支部に確認したところ、起訴猶予に当たるものであるとのことでありました。つまり、本件については、不起訴処分となりましたが、被告訴人である浄化槽設置業者に犯罪の嫌疑が全くない、あるいは嫌疑が不十分であったため、不起訴になったわけではありません。我々が告訴に至った理由については、警察の捜査があります。その捜査によって、私文書偽造という問題が出てきまして、それに対して、市は告訴をしていかなければならないんですよという話の中で、顧問弁護士にも相談をし、それから、我々もいろんな議論の中で、苦渋のあれで今回の告訴に至ったわけでもありますので、断じて不法行為であるというふうには思っておりません。

この私文書偽造の中身でありますけれども、まず、施主さんがこんな押ししたことありません、施主の印鑑も、我々は知りません、それから、奥田議員は準委任行為と言われましたけれども、警察が調べたところ、維持管理業者につきましては、そんな契約はしたことはありません、我々はこれに関しては知りませんという中で、警察の捜査があつて、私文書偽造ということがありました。その中で、告訴であったということをお理解願いたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） それでは、まず、市長、退職金についてお伺いしますけれども。市長、僕が聞いているのは、今後、さっき、若い人が出てきたら困ると、自分がしたらと。それはそれで構わないですよ。だから、前の市長も永久にというわけじゃなくて、自分の任期中はもらわないという条例を設定して、1回は否決されましたよ、されましたけれども、その文言を設けて条例を変更して、もらえるはずの405万円をもらわなかったわけですよ。若い人、後の市長は後の市長で考えたらいい話で、私は岩田市長の考えを聞いているんです。いかがですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 私が先例となるということもありますので、だから、適正な退職金の支給率は今、4.5ですけれども、それは妥当なのかどうか、そういった議論をしてもらいたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） 別に報酬審査会に頼む必要なんかないよね。僕は、市長の考えを聞いておるわけですよ。前の市長は、自分で考えて、自分のときだけもらわないという規定を設けて変更にしたんだから。何を言っているんですか。あな

たの考えを聞いているんです。ごまかさないで。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） だから、私は、私の考えで報酬カットという結論を出して、報酬カットをしたということであります。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） だったら、報酬カットのことで申し上げますと、伊藤市長、前の市長も報酬は5%、賞与10%減額しています。これは、規定によれば、約100万円の節約なんですよ、1年間で。そして、市長は、報酬を20%カット、賞与は10%で、さっき言われたように、約250万円の1年間のカットはしています。ですから、差額でいうと、伊藤市長と、前の市長と比べたら、年間150万円の差はできるわけですよ、150万ね。150万円の節約をしています。だから、4年間で考えたら、150掛ける4、600万円。600万円の節約はしているというか、認めます。それは明らかですから、認めます。でも、それで、退職金をもらわなかった場合ともらう場合を比較したら、4年間で600万は節約したけれども、1,620万円もらったら、もらわない場合に比べたら1,000万円以上余分にもらうということになるんですよ、1,000万円。だから、カットしているから、別に退職金をもらったらいいだろうと、そういうことじゃないんですよ。だから、僕、市長の考えをとっているんですよ。どうですか。いかがですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 私は報酬カットということをとったわけですがけれども、退職金については、今後その支給率についての見直しをしてもらいたいと、こう思っております。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） あなた、本当に責任逃れとか、さっきから聞いておっても、報酬審査会がどうのこうの、そういうことを聞いてない。あなたの気持ちを聞いている、あなたの考えを聞いているわけです。的確に教えてくださいよ。

それと、思い返すと、23年4月から約30%、水道料金が上がっておるわけですよ。それで、2年前か、25年4月から東紀州2市3町の先頭を切って、市長のいうフロントランナーを切って、ごみ袋が有料化されました。そういう意味では、尾鷲市民はいろんな負担を強いられて。それから、その45リットルのごみ袋、それも、この前は入札して7円12銭でした、税抜きね。それが1回目、

2回目が17円20銭、16円20銭だったんですよ。これが、この前みたいに7円12銭でやっておればね、1,400万ぐらい節約できたんですよ、市長。最初からこういうことをきちっと、きちっとしていないんですよね。

それから、さっきの一般質問にありましたが、87万円の件でもそうです、水道の。それによって、本当はしなくてもいい工事によって、87万円余分に、尾鷲市の市民が払った水道料金が、余分にそれに使われているわけですよ。ましてや、それ、30万円で済む工事が87万円だったというね。僕も見積もりを3社からとりましたけど、全て30万円でおさまっていますよ。何で87万なんやと。その差額はといたら、尾鷲市民の水道料金から払われるわけですね。どないなとんやと。こういうお金がない、お金がないと言いながら、市民のほうを向いた行政ができていないし、さっき申し上げた、市民に負担を押しつけて。努力をしておるならわかりますよ。そういう努力も見えない状況の中で、自分は丸々退職金をもらう。こういうことはちょっと私は理解できないんですよ。いかがですか、市長。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） ごみ袋の話をしましたけど、ごみ袋は、最初は、環境に優しいごみ袋をつくろうと。それも、要するに、ごみ袋の有料化をするについては、一つの理念として、やっぱり環境に優しいものをつくっていかうというのが一つの理念であります。だから、その中で、17円というような高い価格になったわけですけれども、それをやめて、環境問題でCO<sub>2</sub>抑制とか、それとか日本製に限定していましたけれども、それも外してやったら、7円になったということがあります。当初は、やっぱり環境に取り組むには、環境に取り組むだけの理念を持ってやろうということでありました。そういうことでもあります。

それから、水道の問題につきましても、三重県建設技術センターに見積もりをしていただいた結果、若干の差がありましたが、それは認められる差額であるということでもありますので、決して30万とかそういう話ではなしに、87万の支出は妥当と言えるんじゃないかというようなことでもあります。

そういうことも含めてやっておりますけれども、しかし、退職金については、今、正常な金額を受けることになっておりますけれども、しかし、今、あちこちで妥当なのかどうかという問題が出ておまして、選挙の際に、退職金をもらいませんというようなことが行われておりますけれども、しかし、それは宣伝にもなりますので、私としては、適正な退職金の率を審議してもらいたいというふう

に思っております。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） 何か、市長、そういう……。別に報酬審査会は関係ないと僕は言っているじゃないですか。それから、もう一言言わせてもらえば、87万円の件も、さっき質問がありましたけれども、サービス審査会の中で、この工事は最初30万やと思ったと、終わった後。それが87万でびっくりしたという、そういう発言もあるわけですよ。87万は妥当だという、そういう考えはおかしいですよ。そういう議事録が残っておるのに。

こんな議論をしてもしょうがないので、もう一つだけ言わせてほしいんですけど、市長は、子育て支援、日本一になるんやと、フロントランナーになるんやと言われました。それで、子ども医療費助成だけ一点言わせてほしいんですけど、お金がないからということで、なかなか尾鷲市の医療費助成は進まないんですよ。今回、やっと市が、4月から中学生までの入院は無料になったと。通院は、まだ小学校卒業までです。

紀北町は、僕はやっと追いついたかなと思ったら、紀北町は先を行ってしまっていて、去年、入院は18歳、高校卒業まで無料、そして、通院も中学校卒業まで。そして、熊野市も高校卒業まで。これはもう既にやっていますね。私、県に確認したんですけども、14市の中で、尾鷲市と同じ入院が15歳まで無料、それから通院が12歳までというのが、8市あるんですよ、8市。でも、そのうち、四日市、それから志摩市、伊賀市は、この三つは、9月から通院も中学生まで上げるということでございます。それから、あと残りの五つを見ましても、桑名なんかは多子世帯、子供が18歳未満の子供が3人以上の場合は、通院は15歳未満まで助成するとか、あと、尾鷲市でやっていないようなひとり親家庭等日常生活支援事業とか、ひとり親家庭学習支援ボランティア事業とか、こういうのを手を挙げてやっておるわけですね。それから、あと残り、鈴鹿もそうです。鈴鹿も同じような事業をやっています。それから、鈴鹿は、入院時の食事の助成も、食事療養費の助成もやっています。それから、名張市。名張市は同じレベルですけども、名張市も同じような、こういうひとり親世帯の支援をしたりとか、今、もう三重県では、いろんな子育て支援の先進を行っていると言われていたぐらいでございます。

そう考えると、市長は、子育て支援日本一にするんだ、フロントランナーだと言いながら、14市の中で最低レベルなんですよ、これは。最低レベルですよ。

やっぱり子育て支援は子ども医療費の助成、これが一つの指標になりますから、大きなね。ですから、そういうことを考えますと、さっき申し上げたように、いろんな、今、市民負担がふえている。そして、他の地域に比べて、行政サービスの受けていない部分もある。これ、僕、不公平だなと思うんですけどね。

そういう状況ですよ。そういう状況で、市長、今の市民感情を考えた場合に、私は前回もらったんやと、もらったのはしようがないです。今回は、辞退されたらどうかというふうに思うんですが、いかがですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） まず、子育て支援についてですけども、医療費助成のことだけ考えんといってください。私は、常々、病気になってから支援するんじゃなしに、病気にならないような予防の施策を進めていこうとしておって、任意の予防接種、無料ですよ。私は、病気になってから支援するよりも、やはり病気にならないように支援するほうがいいんじゃないかなという思いの中で、確かに、医療費助成は少ないんですけども、しかし、別の予防対策についての施策はやっていきますので、これについては、恐らくよそは余りないと思います。尾鷲でも先行してやっている部分があります。だから、総合的に、子育て支援というのは見ていかなければ、医療費だけを見るとかそういうことじゃなしに、やはり全体的に何がいいのか。そういう中で、やらせていただいているということを理解していただきたいと思います。

そういうような中で、先ほども申し上げましたとおり、退職金の支給額が妥当かどうかは、十分審査をしていただきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） 審査はいらない。あなたの考えを聞いているんですよ、はぐらかさないでくださいよ。市長、でも、市長は子育て支援日本一を目指すんやと、フロントランナーになると言われたんですよ。その一部だけ、それはその分、何百万かのあれはつけておるかもしれんけどさ。やっぱりこの子ども医療助成というのは大きな問題ですよ、一つの大きな指標になっていますからね。これに対して、14市の中で一番おくれて、ほかの15のまちなんかでも……。

議長（村田幸隆議員） 奥田議員、大変恐縮ですが、おっしゃることはよくわかるんですが、質問要旨とちょっとずれております。修正してください。

11番（奥田尚佳議員） はい。いろんな県に確認しまして、いろんな各地で子育て支援をやっていますよ。だから、僕ももっとしたらええやないかと、福祉とかね。

財政の話でも、今、お金がないんですという話ばかりなんですよね。そんなのだったら、今、市長が、1,620万円でもこれは大きいですから、これを辞退してくれたら、こういうのも、事業もたくさんできていいのになと、私は思うんですけれども。なかなか市長の、条例にあるからそれは当然だということであるなら、それは仕方ないですね。また、今後、こちらで議案を出すかどうか検討して、今後やらせてもらいたいと思っております。

時間の都合で、二つ目の質問に参りたいと思うんですけれども、私、今回この質問をさせてもらう、前回に続いてなので、前回も少し触れさせてもらったんですけれども、何でこれをやるかという、市長は、さっきも、先ほど同僚議員の一般質問の中で、私はいつも公明正大にやっているというふうに、断言されました。私から見て、市長が公明正大にやっているとは思えないし、何か不公平なことが多々あるし、今回のこの告訴の件でも、僕は、市政運営上、これは公平中立じゃないというふうに思うから、今回させてもらうんです。

それと、この刑事告訴された浄化槽設置業者の森田水道さん、森田水道さんが実名を出しても構わないという了承をもらっていますので、少し話の中で、森田水道さんの名前が出るかもしれませんが、その森田水道さんの実名報道されたことに対する、僕は少しでも名誉回復になればなと思って、今回、質問させてもらっているということで御理解いただきたいと思んですけれども。

それで、市長にまず、まずお伺いします。

告訴状の中に、告訴状、まず最初、告訴の趣旨というのがありまして、被告人、これは森田水道さんですけれども、の後記の行為は、刑法第159条第1項、同161条第1項、有印私文書偽造、同行使の罪に該当すると思料するので。思料するので、捜査の上、厳重に処罰していただきたく告訴するというふうに言われております。私は、この思料という言葉、今回、フリップも印刷して張って、ちょっとバージョンアップというか、少し改善しましたので、これを。この思料という言葉が辞書で見ますと、いろいろと考えをめぐらすということなんです。ですから、告訴をするんだったらきちんと調査して、裏づけを取った上で告訴したんだと私は客観的に思うわけなんですけれども、でも、実際には、聞き取り調査なんかは一切していない。したのは、その浄化槽維持管理業者にですね。でも、森田水道さんにも、施主にも、市は確認していません。なぜ聞き取り調査をしなかったんですか、まず教えてください。思料して、告訴したんですか、どうですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 思料については、刑事訴訟法でも、思料するときというふうな、官吏または公吏は、その職務を行うことに犯罪があると思料するとき、告発しなければならないというふうになっております。今回の話につきましては、警察が捜査に入ったということであります。我々としては捜査権はありませんから、警察の捜査の中で私文書偽造が認められるということであるので、警察のほうからも告訴をしてもらわなければならないという話でありますし、顧問弁護士にも相談したところ、それは告訴すべきですということの判断の中で、告訴させていただいたということであります。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） 今、警察がどうのこうのと言われましたけれども、これは、窃盗とかそういう一般の事案とは違いますよ。今回の事案というのは、尾鷲市の事業に関する事案ですよ。別の維持管理業者が警察に通報したということを知っておりますけれども、その通報したことに関して、尾鷲市の事業なんだから、尾鷲市がそれは事実なのかどうかということ、自分から、みずからの責任と権限を持って調査するのが普通じゃないですか。なぜ、しなかったんですか、きちんと。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 浄化槽の設置は、設置だけじゃなしに、いかに維持管理が適正にされるかということが大事な話でありまして、その維持管理の維持管理業者がこれに関して知らない、そういう契約をしたことはないという話がありまして、それも、警察の捜査の中で、私文書偽造が認められるということでありますので、告訴するに至ったということ。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） 私が聞いているのは、これ、わかりますか。浄化槽設置業者は森田水道さんです。市は、この維持管理業者しか聞いていないんですよ、確認を。私が聞いているのは、なぜ、施主さんと森田水道さんに確認しなかったんですかということを知っているんです。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 警察の捜査の中で、施主さんもそういう文書を出すことは知らない、印鑑も押していないということを知ったわけです。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） これ、僕、皆さんにちょっとわかるように申し上げますけど、これは去年の6月末ですよ、6月末。6月末ごろ、この施主さんが森田水道さんに依頼したんです、合併浄化槽を設置してよと。ちょうどその6月というのは、6月議会でPFIでもめた時期で、その補助金の金額が上がった時期なんです。補助金の金額もかなり議論されて、5人槽なら33万2,000円に拡大すると。かなり議論された時期です。この、去年の6月というのはですね。それで、7月18日ごろ、森田水道さんは施主さんに見積書を出しています。見積書を出しています。その中に、きちんと合併浄化槽設置後に補助金申請がありますよということが書いてもあります。そのための手間費かな、そういうのもここに入っています、それぞれね。それで、これは、8月18日に完了しているんですね、完成している。それで、9月10日の日、工事代金は、施主さんから森田水道さんに払い込まれたそうです。

いいですか。それで、施主さんは、この合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書、ここに振込先の金融機関の口座、金融機関名、預金種別、口座番号、名義人の名前を書くことになっています。これはちょっと後で触れたいんですけど、これ、非常に不思議なんですよね。これは、この宛名のところで、尾鷲市長、岩田昭人様と書いてあるんです。この岩田昭人というのは、森田水道さんが書いた字です。この金融機関のところに書いたのは、施主さんが書いておるんです。明らかに筆跡が違います、これ。施主さんはなぜ書いたんでしょうね。これで知らないんですか、補助金が出ること。みずからこの口座を何のために、この（聴取不能）を書いたんですか。補助金交付請求書にみずから、みずから自分の振込先を書いておるんですよ。

それで、さっき申し上げたように、当時はPFIの関係があって、この補助金というのはもめた時期や。これは、完成が8月18日です。広報の8月号4ページにも、でかでかと合併浄化槽に係る新たな補助制度について出ています。8月号ということは、私のところは8月1日に配ってきますけど、大体8月1日か2日には配られているんです。それと、PFIを、市長が優先交渉権者をやめますと言うたのが7月です。だから、さっき申し上げた、かなりPFIでもめていて、補助金も6月議会で上がった。だから、僕、6月末にこれを依頼したんじゃないかなと、僕は推測しておるんですけど、（聴取不能）わかりません。だから、こういう広報に載っている。そして、施主さんは建設業者の社長ですよ、この施主さん。この人がこの補助金、5人槽33万2,000円が出るということを、さ

つき申し上げたように、この補助金交付請求書に口座番号を書いている、知らないはずはないじゃないですか、客観的に考えて。僕は何かの勘違いやと思うんですけど、そのようには考えなかったですか、市長。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 勘違いかという話じゃなしに、その印鑑も持っていないという話でありましたので、そういう判断をしたわけです。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） それは市が確認したんですか。

議長（村田幸隆議員） 環境課長。

環境課長（仲浩紀君） ちょっと補足で言わせていただきたいんですけども、事件が発覚した当初、うちとしましては、浄化槽の維持管理業者様と、あと、施主様のほうにも話を一部伺っております。それで、施主様のほうの、うちが知り得た情報では、補助金申請自体は認識しておられたかもしれませんが、不正のあった書類の部分については、こういった印鑑を押した覚えとか、そういった契約書があったというようなことを知らなかったというふうに伺っておりますので、補足させてください。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） 課長、おかしいで、それは。ちょっと言いわけに言いわけを重ねるから、そうおかしなるんや。これ、4月30日に僕は生活文化常任委員長からもらった、委員全員に配付された、市内浄化槽設置業者を告訴に至った経緯についてという資料、これ、環境課がつくっていますよね。その中には、施主に聞いたらあて、どこにも書いていないよ、これ。警察の見解では、施主はかわっていないとのことであつたと。だから、それで、警察から、最初、これは告発で考えたけれども、告訴が妥当であるという説明を受けて、刑事告訴に至ったと書いておるじゃないですか。うそを言うたらあかんで。うそを言うたらあかん。そういう言いわけをするからあれなんですよ。

市長、でも、僕は客観的に考えたら、さっき申し上げたこういうことがあって、施主が知らないはずがないじゃないですか、普通に考えて。どうですか、常識で考えて。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） それは、私はそのことに関しては答えようがありません。警察の捜査もありますし、施主さんが知らなかったかどうかというのは、私が知らな

いわげがないじゃないですかと言われても、回答のしようがありません。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） いやいや、尾鷲市、あなたが刑事告訴しておるんでしょ、これ、責任者として。責任者というか、あなたの名前で刑事告訴しておるんでしょ。だったら、そういう、客観的には事実があるということがすぐ調べたらわかるはずや、こんなこと、この時期も考えたら。普通にこれを考えた場合に、そういうふうには考えないですか、普通。そういう常識も兼ね備えていないですか、市長。どうですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） それは知ってたはずやという話ですけれども、しかし、本人が知らないという話であれば、それは、本人の言い分を信じるしかありません。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） だから、さっき言ったように、この経過を見ると、施主に確認していないんですよ。警察がそういうふうには言っているというだけの話なんです。聞いていないんですよ、これ。聞いているなら、聞いていると書くべきですよ、これ。今、課長さんは聞いたと言うけど、書いていないんですよ。だから、最低限、これ、市の事業だったら、自分たちで調べる必要があるじゃないか。さっき申し上げたように、思料したんでしょ。思料、よく考え、裏づけをとって、告訴したんだろ。違うんですか。だったら、そういうことぐらいきちっと考えてやるべきじゃないんですか。いかがですか、市長。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） この件に関しては、警察の捜査の中でそういう事実が出てきて、警察も、私文書偽造であるという話の中で思料したということでもあります。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） その辺の考えというのは、本当に思料したのかなと思いますけどね。

それと、市長さっきも言われておったけど、偽造、偽造と言うけど、偽造でも何でもありませんよ。この告訴状にも、とんでもない、浄化槽維持管理契約書の業務契約書の受託者欄の記名押印部分を複写もしくは切り取り、貼付するなどの方法によりと、もうむちゃくちゃ書いてあるんですよ、これね。でも、実際違いますよ、これ。

この維持管理というのは浄化槽設置後のことですけど、浄化槽設置後の契約書

ですわ。これについて、こういうふうな、これが浄化槽業務契約書です、この1枚、20行ぐらいの。これが問題になっておるわけですね。これを偽造したということなんです。でも、森田水道さんは、この設置業者というのは、維持管理業者からこういう、受託者の住所、氏名または名称、代表者名、登録許可番号というようなのを書くことになっているんですけど、それを印字して、判こも押したものを何枚も預かっておるんですよ、何枚も。

だから、この維持管理業者というのは、もう十数年の付き合いらしいんですけども、頼むねと、設置の工事があつたら、俺のところを紹介してなということ、この維持管理業者は、十数年にわたってお客さんを紹介してもらっておるんですよ、こういうものを事前に渡して。これは、ほかの業者も一緒ですよ、ほかの業者も一緒。これを渡しています。だから、そういう慣例があるんですね、慣例が。だから、何も切り張りしたとか、そんなことじゃない。実際に、維持管理業者から頼むねと頼まれておる、準委任契約が成立しています、これ、明らかに。だから、森田水道さんは、さっき申し上げたように、施主さんからも頼まれておるし、維持管理業者からも頼まれておる。わかったよということやっておるだけの話で、準委任契約も成立しておって、別に偽造したわけでも何でもないですよ、これ。これを維持管理業者が知らないと言うたということは、僕は信じられないんですけども。それも、うそを言うたとは言いません。でも、勘違いでしょう。だって、この業者は十数年、お客さんを紹介してもらっているんだもん。森田水道さん、本当にこれまでありがとうございますよ。何で知らないと言ったのかわかりませんが、本当にありがとうございますよ。感謝せないかん立場やと思うんですね。お客さんをずっと紹介してもらっているんですよ、それを設置後の仕事に対して。

何で知らないと言ったのか、その辺のことについても、しっかりやっぱり調査すべきじゃないんですか。いかがですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 維持管理業者については、聞き取りをさせていただいたというふうに思っておるし、しかし、それは、警察の捜査の中でも、そういう事実は認められなくて、私文書偽造というのが成立するということでもあります。そういったことを受けての告発であります。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） そうしたら、市長、何が偽造なのかという。ちょっと見に

くいかもしれませんけれども、浄化槽維持管理業務契約書、これについて、じゃ、検証してみまじょうか。検証しまじょう。

これは、さっき申しあげたように、20行ぐらいあります。委託者、受託者、施設、業務、金額、回数、期間、証書作成年月日、契約申込番号、その他とあります。これ、左側が、森田水道さんが出した最初の契約書です。右側が、後で出したものです。

ですから、証書作成年月日は、左側が26年8月18日、右側が26年9月11日、これは、日付が違っていて当たり前ですね。

そして、その前の期間、期間もそのように、1年なんですけれども、ずれています。これは違っていて構いません。

それから、契約申込番号。これは、両方とも記入されていません。その他のところを見ると、これ、やっぱり維持管理業者から印字されたものをいただいていますから、この印字のところ、その他というところに、修繕等必要時別途徴収ありというのが両方とも印字されています。これは、尾鷲市がひな形として出しているものには書いていないんですね。書いていないんですけれども、森田水道さんは、事前に渡されているこの印字されたものを使っていますから、当然のことながら、これも一致しています。

それから、じゃ、施設のところ、3番目なんですけど見えますかね。施設のところも、住所、これはどこに設置したか。住所、氏名または名称、これも一緒です。一緒です、同じ場所ですからね。

それから、設備、形式、フジクリーンCFⅡの5型、これも一緒です。

それから、容量、1.47立米、5人槽、これも、記載は一緒です。

そして、次、業務、これ、僕ね、市は、告訴するぐらいやったら間違えるなど言いたいんですけれども、業務、保守点検、厚生労働省関係浄化槽法施行規則第2条に基づく技術上の基準による清掃、厚生労働省関係浄化槽法施行規則第3条に基づく技術上の基準による、これ、両方とも一致しています。これはなぜか、本当は、これは違うんですよ。これは、2001年に環境省ができたときに移管しているんですね。ですから、これは、本当は環境省なんですよね。ね、環境課長ね。これ、ホームページ全部違っていて、やっと先月ぐらいに直しましたね、ないしょでね。知らんうちに直した。でも、それまでずっと間違っておる。市が間違っておるから、この書類は両方とも間違っておる。間違っておるね。だから、僕、まず言いたいのは、我らが間違っておって、よう告訴を出したなと思

うんですよね。

議長（村田幸隆議員） 奥田議員、ワンセグ、正午のチャイムの時間だけ、ちょっと中断してもらって。ちょっと待ってください。

11番（奥田尚佳議員） わかりました。

議長（村田幸隆議員） 済みません。

〔休憩 午前11時59分〕

〔再開 午後 0時00分〕

議長（村田幸隆議員） どうぞ、続けてください。

11番（奥田尚佳議員） 申し上げたように、業務のところ、保守点検、清掃のところ、厚生労働省というところ、本当は環境省なので、これは違っておるんですよ、尾鷲市ね。恥ずかしながらね。だから、こういう間違っておるのに、よう告訴したもんだなど、僕は思いますよ、本当に。告訴するぐらいやったら、完璧にしておかなあかんで、本当に。違いますか、市長。恥ずかしなるよね。恥ずかしくないますか。

（発言する者あり）

11番（奥田尚佳議員） いやいや、まだ、いいですよ。まだ説明しとる。

それで、あと、僕が言いたいのは、さっき申し上げたように、この受託者、受託者も住所、氏名または名称、代表者名は一緒です。

違うのは、登録・許可番号の（60）、森田さんが出したのは（60第10の5号尾環第818号）、そして、この後に出されたものが（60第10の5号尾環第796号）なんですね。796号と818号、違うじゃないかということが出てきます。でも、818号という森田さんのこれは、ここの維持管理業者の許可番号じゃないのを勝手に使ったわけではありません。これは2年ごとで変わるから、これは架空のものでも何でもありません。これは、ここの維持管理業者の許可番号なんですね。それが2年ごとで変わっていたから違っていただけの話で、それは、さっき申し上げたように、こういう印字されたものを何枚ももらっているから、これを間違えて出したんでしょう。

これでいろいろ調べてみても、その前に、番号を間違えて出していて、受理されているものはいっぱいあるんですよ。課長、ありますよね。あるんですよ。だから、もしこれがあかんと言うんやったら、済みません、これ、番号が違っていますので、番号だけ変えてくださいねと言えればいい話なんですね。

そして、委託者。これ、住所、氏名または名称、これも一緒です、一緒。

印鑑がどうのこうの言われました。でも、これは、実際8月18日に市に出したときに、最初はこれを会社名で出したらしいんですね。でも、会社名はあかんということで、これを個人名に変えたんですね。そのときに、森田水道さんが市職員に、これは、さっきの振込口座、あれはちゃんと書き直ししてもらったらしいんですけども、あとは、うちにある三文判でいいですかと確認したらしいんですね。そうしたら、市職員が構いませんよと言ったらしいんですね。だから、これは、三文判で押したものと施主さんがあったものと印鑑が違うというのは、それはあるかもしれませんが。でも、これが三文判を使ってはいけないという規定はどこにもないんですね、ないですよ。これ、4月1日以降、気をつけてくださいよというような文書を環境課が出していますけれども、そこにも、一切何も書いていない。代印しても構わないし、三文判を押してはいけないという規定はありません。だったら、印鑑証明をつけて出さなあかんのかと、そういう規定もありません。

ですから、実質的に、この前に出された契約書、これが問題になって、皆さん、本当にいろいろ誤解されている方もいらっしゃると思いますけど、森田水道さんは、一切補助金をだまし取ったわけではない。工事もちゃんとしています。不備も何もない。問題になっているのは、この契約書が問題だということで告訴されたんです。

でも、今申し上げたように、この二つの契約書を見て、実質的に何も変わらない。一緒ですよ、実質的に一緒です。これ、なぜ告訴されなあかんのか。切り張りも何もしていない。むちゃくちゃなこういう理由をつけて、なぜ森田水道さんを悪者にして告訴したのか、私にはさっぱりわからない。だから、僕は、これは無謀だと何回も申し上げているんです。いかがですか、市長。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 番号が違うとかそういったのは不備でありまして、それは直したらいいと思います。しかし、今回の場合は、施主さんも知らないし、維持管理業者も知らないということの中で警察の捜査があって、そういう中で、私文書偽造というのがあるよという通知の中で、我々は、告訴をさせていただいたということでもあります。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） だから、あるよと言われて、思料せえと言うんですよ、僕は。思料したんですかと。何もせんとして、あるよと言われて、じゃ、誰かがで

たためなことを通報したら、全部そうやってやるんですか。たまったもんじゃないですよ、市民は。

それで、私が申し上げたいのは、この尾鷲市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要領があります。これの第7条、補助金の交付決定等という欄がありまして、市長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、審査しですよ、審査し、補助金の可否を決定するものとするということなんです。だから、出されたら、それが本当にこれは受理していいものかという審査をちゃんとせないかん。不備があつたら、すぐ告訴ですか。何ですか、それ。こんなもの審査しないんだつたら、こんなもの給料泥棒ですよ、そんなの、担当者なんかも。本当に、過去のを見ますと、僕もちょっと調べたけれども、不備なものはいっぱいありますよ、これはいっぱい。全部通してきておるんですよ、全部。幾つあるんや、これ。これを全部告訴するんですか、市長。いかがですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） このことがありましてから、過去5年間の書類を調査させていただきました。確かに、不備はありましたですけれども、不正というものは見受けられなかったということ。

それから、警察の捜査が開始されまして、弁護士からは、事実関係を市が判断することは困難なため、あくまで捜査については警察に任せ、その状況に応じて対応すべきであるとの意見をいただきまして、事実関係の調査、把握については、警察に委ねざるを得ないとの判断でありました。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） 私、多分、それは弁護士も誤解していると思うんですよ。そのところだけの情報しか与えていないんじゃないかなと思うんですよ。過去の慣例がどうなっているかということ、全部資料を渡していないでしょう、環境課。だから、そういう誤解を生むんですよ。

それと、やっぱり今回は、尾鷲市の事業ですから、尾鷲市がきちっと行政指導すればええ話なんですよ、これは。そんなものを放棄して、（聴取不能）警察が言うから、そうしたんやと。そんな行政がありますか。みずからの責任、権限を放棄していますよ、完全に。いかがですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 不備については、それはもう直していただければええ話でありますけれども、今回の場合は、そうじゃなしに、施主さんも知らない、それから

維持管理業者も知らないということでもありますので、こういうことになったということ。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） 知らないはずはないとさっきから言っているじゃないですか。わかりませんか。これだけ説明して、市長、わかりませんか。これ、中学生でもわかるんじゃないかなと思うんですけども、僕、これだけ言っていて。何かの勘違いですよ。僕、勘違いやと思いますね。だから、しっかり調べるべきじゃないですか、刑事告訴なんてするんだからさ。違いますか。

だから、市長、これ、設置後の維持管理をちゃんとやってほしいという趣旨はわかりますよ。でも、これまでの慣習として、これは、浄化槽を設置したときの補助金やもので、やっぱり環境課も、じゃ、それは後々の契約書の写しは必要でも、出されておいたらええわと、とりあえずあったらええわというような感じで通っておるんですよ。だから、不備がいっぱいあるんです、僕が調べても。だから、本当に、その浄化槽の補助金をもらうときの契約者と、後からまた変更する場合は多々あったんですね、これは。多々あるんです。だから、そういう慣例をきちっと把握した上でやらないと、これは本当に無謀ですわ。

何か、森田水道さんに恨みでもあったんですか。この前申し上げたように、PFIのときに、森田水道さんは、去年の1月の自治連合会の総会があったときに、PFIをやめてくれと訴えていますよ、これね。その恨みでもあったんですか、やっぱり。いかがですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） そういう恨みはありません。ここであえて言わせていただければ、私の第1回の市長選のときは、本当に、随分な応援をしていただいております。そういうこともありますので、恨みなんていうのは当然ありません。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） それと、僕、市長にもう一個言うておきたいんですけど、起訴猶予になったと、嫌疑があるからどうのこうのとこの前も委員会で言うてました、全協かな、誰が言ったんですか、それ、嫌疑があるって。嫌疑って疑いがあるということですよ。誰が言ったんですか、それ。僕はこれ、書類をもらいましたよ、不起訴処分の理由告知書、4月30日に不起訴（起訴猶予処分）にしましたという理由書を。これしか書いていませんよ。誰がそれを言ったんですか。それと、その辺をお聞きしたいのと、僕は名誉のために言うておきますけど、

森田さんの。この不起訴になる90%が起訴猶予らしいんですよ。本来なら、証拠が十分でないというときは嫌疑不十分、嫌疑なしもあるけれども。嫌疑不十分らしいですけども、ただ、証拠が十分あって情状酌量とかある場合は、起訴猶予ということなんだけれども、僕がいろんな法律の専門家とか弁護士に聞いても、やっぱり警察のメンツ、検察のメンツがあるもので、幾ら無実で、証拠が十分なくても、起訴猶予になることはまああるんですよ。だから、嫌疑があるというあなたの発言自体がおかしいよ。いかがですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） いや、そういうことじゃなしに、検察庁の不起訴の理由は起訴猶予であった。それで、一般的に、その場合の嫌疑不十分とか、そういうことに該当するんじゃないしに、起訴猶予ですよということを文書で照会しているところであります。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） だから、起訴猶予だけなんですよ。嫌疑があるからという発言は、あなた、間違っていますよ。それはあかんですよ、やっぱり。

それで、僕は最後に聞きたいんですけど、これ、森田水道さんの家族の方々、本当にみんな苦しい思いをしたと思うんですよ。その辺のこと、市長、どうですか。謝罪するつもりはないですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 私は、その業者の方をおとしめようとか、そういう話じゃなしに、やはりこれからの浄化槽の業務を適正に管理して、公共用水域の確保を図りたいという思いの中でやったことであります。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） もう一点だけ済みません。最後に、1点だけお聞きしたいんですけど、僕、何か不思議でかなわなかったんですが、この金融機関名を書いたある交付請求書、これ、第10号様式なんですけれども、これが告訴状に入っていないんですよ、情報公開をとっても。後から、これを森田さんにとってもらったんですけど、これ、不思議なのは、森田さんのほうが交付申請先に申請書を出すんですけど、それは33万2,000円を出しておるんですよ。それで、それに対して、岩田市長も交付決定額が33万2,000円を出しておるんですよ。でも、これを見ると不思議なんですよ。後から出したと言いながら、この尾鷲市長、岩田昭人、さっき申し上げたように、これは森田さんの字なんですよ。

この振込口座を書いたのは施主さんです。でも、あとの日付とかを書いたのは、この担当が書いておるんですね、これ。担当の字と一緒になんですわ、これ。39万2,000円と、6万円上乗せされて払われておるんですよ。

これ、理由は何ですか。市長、わかります、これ。告訴した件でしょう。市長、答えてくださいよ、何で39万に。これ、告訴状にも入っていないんですわ。僕はこれを隠したんじゃないかなと思うんやけれども、意図的にね。何で入っていないのかなと思って。何ですか、この39万2,000円というのは。

議長（村田幸隆議員） 環境課長。

環境課長（仲浩紀君） 本件と後から支払いした額の違いにつきましては、当課が施主さんといろいろ事情とかを聞いていくうちに、施主さんの今回の浄化槽の設置に関しましては、今まで過去にくみ取り便槽、それから合併浄化槽へ切りかえたというお話を伺いまして、そのときに、平成26年度から合併浄化槽を切りかえて設置された場合においては、トイレから合併処理浄化槽へ接続する配管費に対しての補助金というのがあるということにして、その分を追加して再度申請していただいたというような経緯でございます。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） いや、それはわかりますよ。これは、便槽からの転換時は、配管の費用をさらに6万円と、プラスするというのは。ただ、ここの告訴状を見ても、交付申請書は33万2,000円ですよ。交付決定額、市長名で出ていますけど、33万2,000円。

そして、森田さんに聞いたところ、そういう工事は、一切配管の工事はしていないと。もう、行ったときには、そこに何もなくて、便槽はなくて。写真を添付していますよね。写真も全然ありません。これは、さっき申し上げた要領の中には、要領の中ですよ、第11条実績報告書ということで、補助事業が明らかになる写真、これは、浄化槽設備士、森田水道さんが実地に監督していることを証する写真、それから基礎工事の状況を示す写真、それを添付しなさいということになっています。そういう添付する写真もなくて、勝手に、ここだけ33万2,000円のところを39万2,000円と変えて、変えてですよ、やっていませんか。これが事実だとしたら、あなた方こそ公文書偽造ですよ。これ、公文書偽造。とんでもないことをやっていますよ、市は。やっていませんか。そうですよ、39万2,000円だったら、それも、交付申請書も、交付決定額も全部変えなあかんじゃないですか。そういうのも一切ない。勝手に、請求書のところだけ、3

3万2,000円を39万2,000円にどうやってやったのか知りませんが、えらい不思議でかなわんですね。

字が、森田さんが書いた字、施主さんが書いた字。この数字を変えたのは担当課という。担当課のさじかげんで、こういうことを勝手にできるんかや。これこそ公文書偽造やないか。むちゃくちゃなことをこれ、市はやっておるんですよ。本当に、告訴する権利なんか何もありませんよ。むちゃくちゃやっています。

だから、僕はそれだけ申し上げて終わりたいと思うんですけども、市長、あなた方こそ、さっきの同僚議員の話じゃないですけども、本当に公文書偽造して、僕ははっきり言って、あれは公文書偽造やと思います、87万の件。それも含めて、本当に行政運営は僕は不公平やと思う。そういう勝手なことばっかやって、公明正大とは僕は言えないと思うし、今後、公平中立でやっていただきたいということを要望して、終わりたいと思います。

どうも済みません、延長しまして。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） その流入配管工事につきましては、合併処理槽が設置される際に、同時に工事が行われたことを確認しているというふうに、私は聞いております。

議長（村田幸隆議員） もう随分と時間が過ぎていますが、特別に許可します。

11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） 確認しているって。要領はちゃんと写真もつけよと。設備士が監督している写真、これがあつた便槽ですね、取りましたよという写真、そして配管、これをやりましたよという写真、それは添付せよと書いてあるじゃないですか。要領を無視して、そういうふうに勝手に6万円を払うんですか。そういうことをずっと尾鷲市はやってきているんですか。公金をこういうふうなことをやるんですか。こういうずさんなことをずっとやってきているの。とんでもない話やで、ほんまに。でしょう、課長。うなずいておるけどさ、環境課長。

まあ、いいですわ、答弁。これはまた委員会等で追及したいと思います。

以上です。

議長（村田幸隆議員） 以上で通告による一般質問は全て終了いたしました。これをもって一般質問を終結いたします。

以後、会期日程表のとおり、あす6月11日木曜日には、午前10時より総務産業常任委員会を開催していただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

[散会 午後 0時19分]